

# 法人税法 解答速報

第71回税理士試験 法人税法解答速報 第1版(2021年8月20日 13:00現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。  
また、解答は予告なく変更することがあります。

## 〔第一問〕

### 問 1

(1) (12点)

|  |
|--|
| 1. 収益の額の益金算入時期   |
| 内国法人の <u>資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供</u> （以下「 <u>資産の販売等</u> 」という。）に係る収益の額①は、 <u>別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き①</u> 、その <u>資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日①</u> の属する <u>事業年度の益金の額に算入①</u> する。                                |
| 2. 収益の額の益金算入時期の経理の特例   |
| 内国法人が、 <u>資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってその契約の効力が生ずる日その他の1.の日の近接日①</u> の属する <u>事業年度の確定した決算において収益として経理①</u> した場合には、1.にかかわらず、その <u>資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き、その事業年度の益金の額に算入する。</u> |
| 3. みなし経理の特例  |
| 内国法人が <u>資産の販売等を行った場合（1.又は2.により収益として経理した場合を除く。）</u> において、 <u>その資産の販売等に係る2.の規定の近接日の属する事業年度の確定申告書にその資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載①</u> があるときは、その額につき <u>その事業年度の確定した決算において収益として経理したもののみならず①</u> 、2.の規定を適用する。  |
| 4. 収益の額の測定   |
| 1.又は2.の規定によりその <u>事業年度の益金の額に算入する金額①</u> は、 <u>別段の定め（法22条4項を除く。）があるものを除き、その資産の引渡し時の価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額①相当額とする。</u>  |
| 5. 非適格現物分配等の収益の額   |
| 原則による収益の額のうち <u>無償による資産の譲渡に係る収益の額①</u> は、 <u>金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含む①ものとする。（その他、貸倒れ等の可能性がある場合）</u>   |

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

(2) (8点)

機械装置の販売に係る益金の額に算入すべき収益の計上時期は、棚卸資産の販売のため、引渡日①の属する事業年度となる。その引渡し日は、出荷日、検収日又は使用収益日等、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日①によるものとされている。A社は従来より相手方が検収した日に収益計上しているため、本問においては、令和3年3月30日に10,000,000円の収益を計上①することになり、令和3年3月期に計上することになる。

一方、保守サービスについては、役務の提供であり、履行義務が一定の期間にわたり充足されるもの①に該当する。役務の提供の場合の益金の額に算入すべき収益の計上時期は、原則として、役務の提供の日①の属する事業年度の益金の額に算入する。その場合は、履行着手日から引渡し等の日（物の引渡しを要する取引にあってはその目的物の全部を完成し相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない取引にあってはその約した役務の全部を完了した日）までの期間において履行義務が充足されていくそれぞれの日が役務の提供の日①となる。そのため、本問においては、令和4年3月期に1,200,000円①、令和5年3月期に1,200,000円の収益①を計上することになる。

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

(3) (5点)

時短要請の協力金については、支給が確定するその支給決定があった日に益金②に計上することになる。  
したがって、本問の場合は、令和3年2月25日①に100万円は益金の額に算入②する。

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

問2

(1) (8点)

E社が行った製品 a の贈与は、広告宣伝用資産の贈与である。広告宣伝用資産の贈与で法人が支出する費用のうち支出の効果が支出日以後 1 年以上に及ぶもの①(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)は、均等償却を行う繰延資産に該当①する。

均等償却を行う繰延資産となる費用を支出する場合において、その支出金額が20万円未満①のものにつき、その支出日の属する事業年度において損金経理①をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入①する。

したがって、本問の広告宣伝用資産の贈与費は20万円未満の15万円①であり、雑費として損金経理しているため、その全額が損金の額に算入②される。

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施!!  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開!!

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

(2) (5点)

本問の食品の提供は、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収①するものであり、E社にとって、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引①であることなどに該当するため、寄附金以外の費用①として取り扱うことができ、その提供に要する費用450,000円①は、提供時の損金の額に算入①される。

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

(3) (12点)

|  |
|--|
| 1 概要   |
| 本問売掛債権の放棄5,000,000円は、下記2及び3から、事業関連性が不明確なものとして、寄附金に該当①する。また、法人による完全支配関係がある他の内国法人に対する寄附金として、全額損金不算入②となる。また、その場合は寄附修正の規定も適用される。   |
| 2 貸倒損失及び支援損について  |
| 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権について弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して書面により明らかにした債務免除額については、貸倒損失として損金の額に算入できるとされている。G社は、資金繰りが一時悪化の状態であるが、弁済できないほどのものではなかった①。                |
| また、倒産を防止するためのもの等に該当せず、その売掛債権を債権放棄することの経済合理性が明確ではない①ため、支援損として損金算入は認められない。   |
| したがって、貸倒損失及び支援損に該当しない①。  |
| 3 寄附金の額の意義   |
| 寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝費、見本品費、交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）①をした場合のその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時の価額又はその経済的な利益のその供与時の価額①による。 |
| したがって、5,000,000円が寄附金の額①となる。  |
| 4 寄附修正   |
| 法人との間に完全支配関係がある子法人の株式等について寄附修正事由（子法人が受贈益の益金不算入の適用があるものを受け又は寄附金の全額損金不算入の適用があるものを支出したことをいう。）①が生じた場合には、次の金額を利益積立金額及び寄附修正事由が生じた時の直前の子法人の株式等の帳簿価額に加算する。                     |

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

子法人が受けた受贈益の額×持分割合 - 子法人が支出した寄附金の額×持分割合①

したがって、5,000,000円を利益積立金額及び寄附修正事由が生じた時の直前の子法人の株式等の帳簿価額に加算①する。

【合計50点】

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

〔第二問〕

問 1 (1)

| 税務上調整すべき金額<br>(加算・減算の別及び<br>留保・流出の別)   | 計 算 過 程  |
|--|--|
| 損金経理納税充当金 (加算留保)<br>5,000,000 円★<br>納税充当金支出事業税等 (減算留保) 1,220,000 円★<br>損金経理附帯税等 (加算社外流出)<br>580,000 円★<br>損金経理法人税及び地方法人税 (加算留保) 1,680,000 円★<br>損金経理住民税 (加算留保) 410,000 円★<br>損金経理過怠税 (加算社外流出)<br>60,000 円★<br>役員給与の損金不算入額 (加算社外流出) 18,000 円★<br>損金経理罰科金等 (加算社外流出)<br>15,000 円★ | 1. 納税充当金支出事業税等<br>$4,000,000 - (2,190,000 + 590,000) = 1,220,000$ 円<br>2. 損金経理附帯税等<br>$180,000 + 50,000 + 110,000 + 120,000 + 40,000 + 80,000 = 580,000$ 円 |

8月20日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！



# 法人税法 解答速報

問 1 (2)

| 税務上調整すべき金額<br>(加算・減算の別及び<br>留保・流出の別)   | 計 算 過 程   |
|--|---|
| 寄附金の損金不算入額 (加算<br>社外流出) 5,000,000 円☆<br>機械装置 e 譲渡損益調整勘定<br>繰入額 (加算留保) 2,400,000<br>円★<br>機械装置 e 譲渡損益調整勘定<br>戻入額 (減算留保) 360,000<br>円★<br>受取配当等の益金不算入額<br>(減算※社外流出) 1,000,000<br>円☆<br>法人税額控除所得税額 (加算<br>社外流出) 204,200 円☆<br>G 社株式譲渡損益調整勘定戻<br>入額 (減算留保) 1,430,000<br>円★ | 1. 譲渡損益調整勘定戻入額<br>$2,400,000 \times \frac{9}{5 \times 12} \star = 360,000 \text{円}$<br>2. 土地 F<br>8,000,000円 < 10,000,000円<br>∴ 譲渡損益調整資産に非該当のため調整不要 ★ |

8月20日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！  
 得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

問1(2) (続き)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

【別表五(-) 利益積立金額の計算に関する明細書】

| I 利益積立金額の計算に関する明細書                      |                   |              |            |                   |
|---|-------------------|--------------|------------|-------------------|
| 区 分                                     | 期 首 現 在<br>利益積立金額 | 当 期 の 増 減    |            | 差引翌期首現在<br>利益積立金額 |
|   |                   | 減            | 増          |                   |
| C 社 株 式                                 |                   |              | 5,000,000円 | ★ 5,000,000円      |
| 機 械 装 置<br>譲 渡 損 益 調 整 勘 定 <sup>e</sup> |                   | 360,000円     | 2,400,000円 | ★ 2,040,000円      |
| G 社 株 式<br>譲 渡 損 益 調 整 勘 定              | 1,430,000円        | ★ 1,430,000円 |            | 0円                |
|   |                   |              |            |                   |
|   |                   |              |            |                   |
|   |                   |              |            |                   |

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

問 1 (3)

| 税務上調整すべき金額<br>(加算・減算の別及び<br>留保・流出の別)   | 計 算 過 程   |
|--|---|
| I 社貸倒損失認定損 (減算留保) 3,000,000 円★<br>J 社個別貸倒引当金繰入超過額 (加算留保) 1,560,000 円★<br>I 社個別貸倒引当金繰入超過額認容 (減算留保) 1,500,000 円★<br>一括貸倒引当金繰入超過額認容 (減算留保) 182,000 円★<br>一括貸倒引当金繰入超過額 (加算留保) 378,900 円★ | 1. J 社個別評価金銭債権<br>(1) 繰入限度額<br>$(2,400,000 + 1,080,000) \times 50\% \star = 1,740,000$ 円<br>(2) 繰入超過額<br>$3,300,000 - 1,740,000 = 1,560,000$ 円<br>2. 一括評価金銭債権<br>(1) 期末一括評価金銭債権<br>$(97,000,000 - 3,000,000 - 2,400,000) + 35,000,000$<br>$+ (26,000,000 - 1,080,000) + (8,600,000 - 10,000 - 3,000,000) = 157,110,000$ 円 ★<br>(2) 貸倒実績率 ★<br>$\frac{(350,000 + 960,000 + 810,000 + 1,500,000) \times \frac{12}{36}}{(138,300,000 + 147,800,000 + 152,600,000) \div 3}$ $= 0.00825 \dots \rightarrow 0.0083$ (小数点以下 4 位未満切上)<br>(3) 実質的に債権とみられない金額<br>① 原則法<br>$7,000,000 + 1,500,000 = 8,500,000$ 円 $> 8,000,000$ 円<br>$\therefore 8,000,000$ 円 ★<br>② 簡便法<br>$157,110,000 \times \ast 0.052 = 8,169,720$ 円<br>$\ast 0.05229 \rightarrow 0.052 \star$ (小数点以下 3 位未満切捨)<br>③ ① $<$ ② $\therefore 8,000,000$ 円<br>(4) 繰入限度額<br>① $157,110,000 \times 0.0083 = 1,304,013$ 円<br>② $(157,110,000 - 8,000,000) \times \frac{10}{1,000} \star = 1,491,100$ 円<br>③ ① $<$ ② $\therefore 1,491,100$ 円 |

8 月 20 日(金) 20:00 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！  
 得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

問 1 (3) (続き)

(5) 繰入超過額

$$1,870,000 - 1,491,100 = 378,900\text{円}$$

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

# 法人税法 解答速報

問2(1)

| 欠損金の当期控除額      | 計 算 過 程  |
|----------------|--|
| ☆ 10,021,500 円 | <p>1. 青色欠損金等</p> <p>(1) 控除対象青色欠損金<br/>1,250,000円 ★</p> <p>(2) 別表四差引計<br/><math>29,000,000 - 20,000,000 + (30,500,000 - 29,000,000 - 8,500^*) - 500,000 + 30,000 - 40,500 + 40,500 = 10,021,500</math>円 ★</p> <p>※ <math>600,000 - 500,000 + 30,000 - 81,000 - 40,500 = 8,500</math>円</p> <p>(3) (1) &lt; (2) ∴ 1,250,000円 ★</p> <p>2. 解散</p> <p>(1) 控除対象欠損金<br/><math>19,981,000 - 1,250,000 = 18,731,000</math>円 ★</p> <p>(2) <math>10,021,500 - 1,250,000 = 8,771,500</math>円</p> <p>(3) (1) &gt; (2) ∴ 8,771,500円</p> <p>3. 欠損金等の当期控除額<br/><math>1,250,000 + 8,771,500 = 10,021,500</math>円</p> |

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 法人税法 解答速報

問2(2)

| 税務上調整すべき金額<br>(加算・減算の別及び<br>留保・流出の別)   | 計 算 過 程  |
|--|--|
| 損金経理納税充当金（加算留保）<br>40,500円☆<br>全部分配等による移転資産等の譲<br>渡損失額（減算※社外流出）<br>5,200,000円☆ | 青色欠損金<br>(1) 控除対象青色欠損金<br>1,020,000円<br>(2) 別表四差引計<br>$(300,000 - 100,000) - 350,000 - 40,500 + 40,500$<br>$- 5,200,000^* = \Delta 5,350,000 \quad \star$<br>※ $10,800,000 - 16,000,000 = \Delta 5,200,000$<br>(3) (1) > (2) ∴ 0 ★ |

| みなし配当の額      | 計 算 過 程   |
|--------------|---|
| ☆ 1,528,500円 | $900,000 + 300,000 - 350,000 - 81,000 - 40,500$<br>$+ 10,800,000 - 10,000,000 \star = 1,528,500 \text{円}$ |

配点：★1つにつき1点

☆1つにつき2点

【合計50点】

8月20日(金) 20:00より解答速報会をLIVE配信で実施！！  
 得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

# 第71回 税理士試験 法人税法 講評

## 第一問

本年の理論問題は、本命からの出題が大半でした。一部を除き、ネットスクールでは、答練問題あるいは予想ランクのAランク及びBランクから出題されており、大半は解答するのが難しいところはありませんでした。ただ、国税庁の質疑応答事例からの出題が2題あり、それについては、簡単には点を取れないと思われます。

## 第二問

本年の計算は問1と問2とでは、問1については、標準的で、難易度も問題集レベルの問題がほとんどでした。問1は得点源としたいところです。一方、問2については、解答の糸口を見つけるのが難しい問題でした。ただ、部分点を拾えるところもあり、また、条文に当てはめて計算すれば、ある程度の点は取れると思われます。

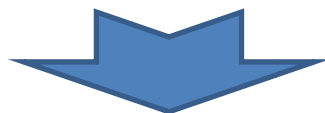
いずれにしる、問1では、失点を極力少なくし、問2で部分点を拾えたかが合格への鍵となります。

## 予想合格ボーダーライン

以上より、予想合格ラインは次のとおりと考えられます。詳しくは、8月20日20時からの解答速報会でご説明いたします。

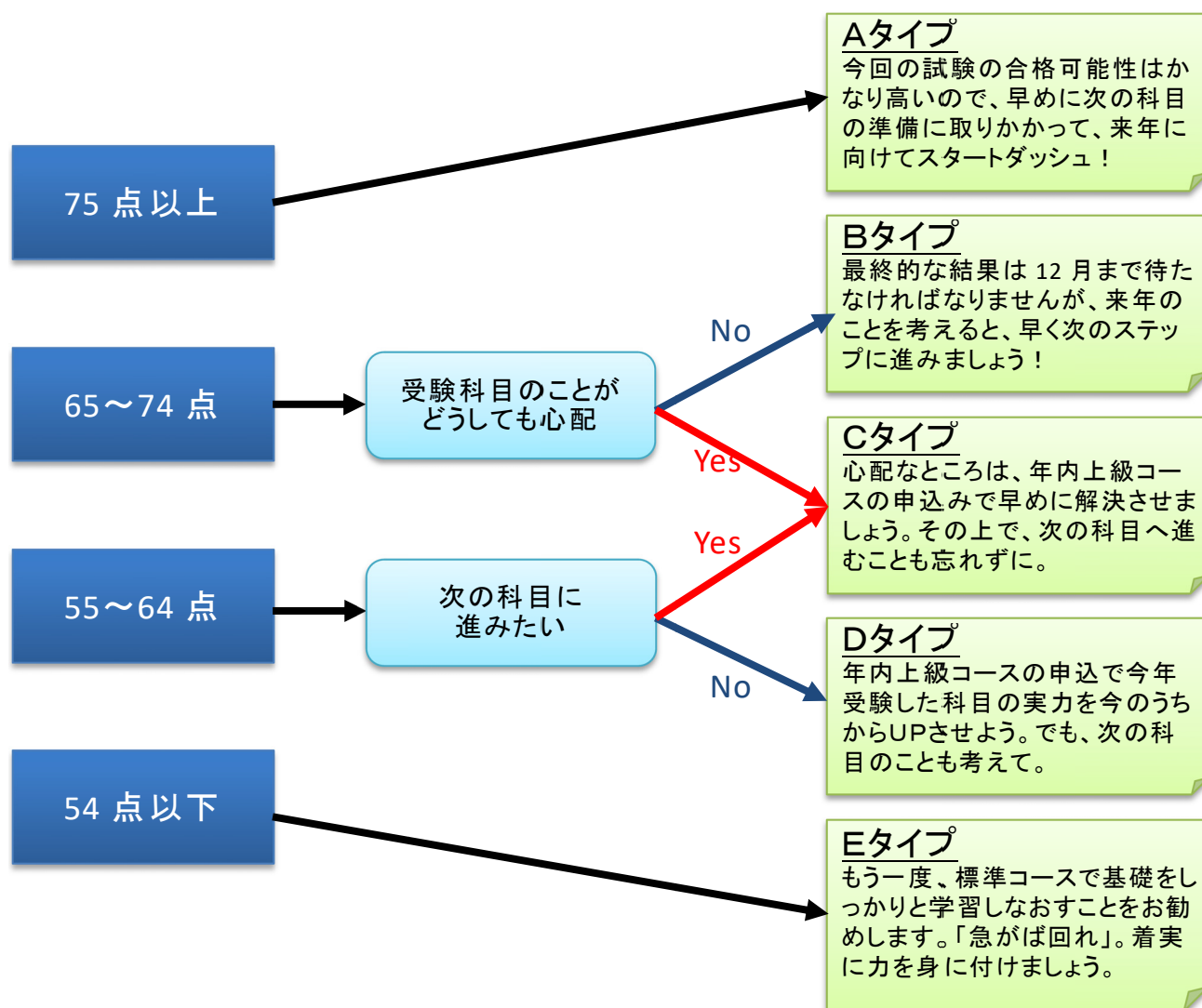
| 第一問    | 第二問    | 合計     |
|--------|--------|--------|
| 33～38点 | 32～37点 | 65～75点 |

**次ページに、次年度に向けた自己採点結果・タイプ別コースガイド掲載中！**



## 第 72 回税理士試験受験に向けたコース案内

第 71 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験も終わり、第 72 回税理士試験受験に向けた準備のスタートです。第 72 回税理士試験受験に向けた科目選択やコース選択の悩みを解消するため、フローチャートで確認してみてください。なお、下記に示す点数は、ネットスクールの予想配点に基づくものになります。



(注) 配点によって、上記分析は異なります。本試験の配点は、試験委員のみ知るとなります。

第 72 回税理士試験に向けた受験対策講座は、令和 3 年 8 月 30 日より、各科目順次開講します。

ネットスクールでは、みなさんの合格へのサポートを経験豊富な講師陣を中心に行っていきます。ご受講、お待ちしております。